

柳泉園組合監査基準に関する実施要領

柳泉園組合監査基準（以下「基準」という。）の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為を基準に沿って行うために、基準に規定する項目のうち、特に留意を要する事項に係る実務のあり方について、詳細な説明及び具体例及び望ましい実務を記載するものである。今後、本実施要領に記載する項目については、必要に応じて追加及び見直しを行うものとする。

第1 経済性、効率性かつ有効性の監査等

(1) 財務監査及び行政監査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第3項において、監査委員は、財務監査及び行政監査を行うに当たっては事務の執行及び経営に係る事業の管理が同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて、特に意を用いなければならないと規定されている。このことから、基準第2条第1項第1号及び第2号においても、同様に規定したところであり、事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること。）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること。）かつ効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること。）に行われているかについて監査することが求められる。

(2) 決算審査

基準第2条第1項第4号に規定する決算審査において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することが求められているが、これに加え、予算の執行又は事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査することも考えられる。

(3) 財務監査、行政監査及び決算審査以外の監査等

基準第2条第1項第1号、第2号及び第4号以外の監査についても、管理者による評価手続が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査を行う等、可能な範囲で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて監査等を行うことが考えられる。

第2 議決による権利放棄に関する監査委員の意見

法第242条第10項の規定による住民監査請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときの監査委員の意見聴取による意見決定においては、財務会計行為の性質、帰責性の程度、当該権利の放棄による影響、法第243条

の2の規定による損害賠償の一部免責その他監査委員が必要と認める事項を考慮することが求められる。

第3 リスクの識別、評価及び対応

効率的かつ効果的に監査等を実施するためには、監査等の対象リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、自らの団体においてリスクが高い事務事業に監査資源を配分することが求められる。

(1) リスクの識別

ア 自らの団体の事務手続の流れを基に、自らの団体においてリスクが存在する事務事業を優先的に特定する。

イ 自らの団体及び他団体においてリスクが顕在化した事案を基に、自らの団体において同様の事案があるかどうかを確認等の方法を活用して、監査委員は自らの団体のリスクを識別する。リスクの識別に当たっては、事務手続の流れに沿って、事務処理毎に想定されるリスクを抽出し、それぞれのリスクに想定される対応策を確認し、その確認に必要な監査手続を整理する。また、監査等の結果として過去に指摘した事項から、自らの団体におけるリスクを識別することも考えられる。

(2) リスクの評価

前号により識別したリスクについて、量的重要性及び質的重要性を評価する。量的重要性については、当該リスクが生じる可能性及び当該リスクがもたらす影響の大きさの観点から検討を行う。その際、当該リスクが生じる可能性については、高・中・低等、当該リスクがもたらす影響の大きさについては、大・中・小等と段階に分けて評価することも考えられる。金額としての影響を見積もることができるものについては、金額により、その他のものについては、例えば、総件数や総人数の一定割合といった一定の指標によることが考えられる。質的重要性については、行政に求められる信頼性、公平性及び住民の安全の確保等の観点から検討を行う。

(3) リスクへの対応

前号により量的重要性及び質的重要性が高いと評価したリスクについては、その発現を看過する可能性を低い水準に抑えなくてはならない。そのため、監査の重点項目として、監査資源を優先的に配分した手続を実施することが必要となる。他方、量的重要性及び質的重要性が低いリスクに対しては、合理的に監査資源を配分した手続によりリスクの発現を看過する可能性を低い水準に抑えることができるものと考えられる。

第4 内部統制に依拠した監査等

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、長による財務に関する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針の策定及びこれに基づく必要な体制（内部統制体制）の整備が、都道府県及び指定都市に義務付けられ、その他の市町村には努力義務が課せられた。他方、地方公共団体は、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在していると考えられる。すなわち、想定されるリスクを基にした何らかの事前の対策が講じられているものと考えられる。このため、基準第9条の規定による内部統制を前提として、内部統制に依拠した監査等により、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことは、内部統制制度が導入及び実施されている地方公共団体に限らず、全ての地方公共団体にとって必要な考え方である。

（1）内部統制制度が導入及び実施されていない団体

内部統制制度が導入及び実施されていない柳泉園組合にあっては、管理者において、内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、監査委員が審査を行う仕組みが構築されていないため、その代わりに監査委員が、想定されるリスクを基にした内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集する必要がある。文書化された業務マニュアル等関連文書の閲覧、ルールに即して業務が行われているか等内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察等を行う等により情報を収集し、内部統制の整備状況及び運用状況を検討することが考えられる。第3第1号によりリスクを識別した内容から、想定されるリスクが実際に生じたか否かを質問する等により運用状況を検討することも考えられる。なお、内部統制の整備状況及び運用状況を監査委員が検討することで、その過程で得た内部統制の整備状況及び運用状況についての知見を必要に応じて意見交換等を通じて管理者に伝達することにより、管理者による効果的な内部統制の整備及び運用を促し、監査等の効率的かつ効果的な実施につなげることができると考えられる。

ア 内部統制に依拠した監査等が実施できる場合

監査委員が内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集し、その結果、内部統制に依拠した監査等を実施できると評価した場合には、内部統制に依拠し、効率的かつ効果的な監査を行うことができる。全ての業務又は課でなくとも、その一部について、内部統制に依拠した監査等が実施できる場合には、当該業務又は課の一部について、部分的にでも内部統制に依拠した監査等を実施することができる。

イ 内部統制に依拠した監査等を実施できない場合

監査委員が内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集し、その結果、内部統制に依拠した監査等を実施できると評価しない場合には、従来どおり、内部統制に依拠せず、リスクの重要性に応じて監査等を行う必要がある。内部統制によりリスクの程度を低い水準に抑えられていないため、監査委員は量的重要性及び質的重要性が高いリスクについて、監査範囲の拡大や関係職員へのヒアリング等、重点的に監査等を行うことが求められる。業務又は課の一部について部分的にでも監査等を効率的かつ効果的に実施するためにも、監査委員が業務又は課の一部について把握した内部統制の不備について、適切な是正又は改善を促すため、担当課等に聞き取り等の確認又は是正若しくは改善の助言を行うことに加え、必要に応じて管理者との意見交換等を通じ、監査委員の知見を管理者による効果的な内部統制の整備及び運用に生かしていくことが期待される。

第5 指導的機能の発揮

監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、監査等の対象組織に対し、次の各号に掲げる事項を行うよう指示をする。

- (1) 決算審査の過程において、決算その他関係書類と証拠書類の計数が符合しない場合には、正確な計数への修正を求める。
- (2) 監査の過程で発見された内部統制の重大な不備については、速やかな是正を指示し、同様の事例が発生しないよう必要な対応を講ずるよう求める。
- (3) 監査の過程で発見された経営に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対して、改善策を提言する等、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するよう努めさせる。

第6 各種の監査等の有機的な連携及び調整

- (1) 各種の監査等の有機的な連携及び調整を図る上で、現行の監査実務上、決算審査、例月出納検査、財務監査等は、法律上は目的に応じて区別されているが、その目的や手続等は関連する部分もあることから、決算審査における例月出納検査や財務監査との連携等により、監査等の効率化が図られ、その結果、監査資源を有効活用することができる。

ア 例月出納検査と財務監査の連携

例月出納検査による歳入及び歳出簿と現金預金残高の照合による検査

に限定せず、財務監査の観点から支出や収入の事務手続上の是非まで遡って確認する。なお、財務監査の対象は、リスクの高いものや、一定の金額及び規模を有するものとして整理した事務事業のほか、前年同月や前月との比較で変動が大きい事務事業等の合規性を中心に監査を実施する。

イ 決算審査と財務監査の連携

決算審査については、数値の正確性に加え、契約関係書類等の数値の裏付けとなる資料等（以下「数値の裏付けとなる資料等」という。）を審査する場合、既に財務監査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化が図られ、例えば決算審査において予算執行の効率性の確認や財務分析に注力すること等、決算審査の充実及び強化を図ることが可能となる。

ウ 決算審査と例月出納検査の連携

既に例月出納検査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化が図られ、決算審査の充実及び強化を図ることが可能となる。

(2) 常勤の監査委員を置かない柳泉園組合においては、例月出納検査が監査委員が登庁する貴重な機会となっている。このため、定例の例月出納検査における現金出納の帳簿等の確認に併せて、財務監査や決算審査の一部（例：当該出納に係る関係書類（支出伝票等）の確認）を実施することで、その後の財務監査や決算審査を効率的に実施することが可能となる。

第7 監査専門委員等との連携

監査委員は、基準第13条の規定により、監査等の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じ、監査専門委員等を選任し、調査を委託することができる。監査委員は、ICT（情報通信技術）、建築、環境等の専門性が求められる分野について、監査専門委員等を選任し、連携して監査等を行うことで、専門的な知識の裏付けに基づいた監査等を行うことができる。

第8 監査等の事後検証

監査委員は、基準第14条の規定による監査等の結果に関する報告等及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、適時、措置状況の報告を求め、その状況を的確に把握するよう努める。当該措置が十分でない場合等には、必要に応じて監査等の対象組織と意見交換を行い、改めて次年度の監査対象とすること、新たに勧告を行うこと、勧告において措置を講ずる期限を設けること又は複数回勧告を行うこと等の必要な対応を講ずることにより監査等

の実効性を高めることが可能となる。また、監査等の結果に関する報告等及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、その原因や是正又は改善の取組を含めて、監査対象課のみならず全庁的に共有することで各課の主体的な業務の改善につながる。

附 則

この実施要領は令和2年4月1日から施行する。